資料５

学校法人移行後の業務実績評価について（検討のイメージ）

Ｈ２４．２．３

１．概要

- 学校法人移行後の業務実績評価においては，学園における自己評価を基本とし，予算交付に伴う説明責任，行政運営における適正性の確保等の観点から，内閣府において，大学院大学に係る施策・事業について政策効果の把握，評価等を行う。

２．学園における自己評価

（１）概要

- 学園の業務実績評価は一義的には学園において実施。
- 具体的には，学園の意思決定機関である理事会（及び評議員会）が，学園におけるＰＤＣＡサイクルにおいて事業計画の実施状況の評価等を行う。

（２）評価の進め方

- **評価対象**：学園の活動全体（教育研究面，業務運営面，政策目的（①沖縄振興，②世界の科学技術の向上）達成に向けた取組状況等）。
- **評価スケジュール**：理事会（及び評議員会）において，毎年５月に決算と同時に評価を実施。評価結果は，財務諸表，業務実績報告書とともに６月中には内閣府に提出。

３．内閣府における評価

（１）概要

- 予算交付に伴う**説明責任**，**行政運営の適正性**の確保するため，内閣府において政策効果の把握等を目的に実施（広い意味での政策評価という位置付け）。
- 評価主体は内閣府（内閣総理大臣）とし，評価の客観性・厳格性を確保するため，複数の**有識者による懇談会**に意見を求める。

（２）評価の進め方

- **評価対象**：大学・私学の自主性・自立性に留意し，学園の自己評価を受けた**二次評価**という位置付け。**沖縄振興に向けて所期の効果を挙げているか**，**学園におけるＰＤＣＡサイクルが適切に運用されているか**，に重点。
- **評価スケジュール**：６月中の学園からの自己評価結果等の関係資料の提出を受けて，夏頃に評価を実施，８月末の概算要求等に活用。
- 内閣府による二次評価では，学園の自主性・独立性に十分配慮し，特に教育研究面については，学園の評価・意思決定を尊重。大学院大学の政策効果に関してはより直接的に評価を実施。
- 評価主体は内閣府（内閣総理大臣）とするが，評価の客観性・厳格性を確保するため，複数の**有識者による懇談会**に意見を求める。また，評価以外にも適宜懇談会を開催し，有識者の知見の活用を図る。